

令和8年度 第2回長野県医療審議会新たな地域医療構想 及び保健医療計画に関する委員会を開催します

「新たな地域医療構想」の策定に関する事項等について審議を行うため、第2回長野県医療審議会新たな地域医療構想及び保健医療計画に関する委員会を下記のとおり開催します。

1 日時及び場所

令和8年7月29日(水) 午後5時00分から午後7時00分まで
長野県庁西庁舎3階301号会議室

2 出席者

長野県医療審議会新たな地域医療構想及び保健医療計画に関する委員会委員
(別紙のとおり)※一部委員はオンラインでの出席

3 内容

- (1) 新たな地域医療構想について(構想区域・医療機関機能(急性期拠点機能))
- (2) その他

4 その他

会議は公開で行いますので、どなたでも傍聴できますが、会場規模の都合により入場を制限する場合があります。なお、障がい特性等により、傍聴の際に一定の配慮が必要な場合は、あらかじめ下記事務局までご連絡ください。

[長野県医療審議会とは]

医療法に規定された事項及び医療提供体制確保に関する重要事項について審議するため昭和61年に設置。21名の委員で構成。

[新たな地域医療構想及び保健医療計画に関する委員会とは]

医療法施行令第5条の21の規定に基づく医療審議会の部会として、新たな地域医療構想及び保健医療計画に関する事項について調査審議するため設置。審議会委員全員と専門委員8名の計29名の委員で構成。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

—— しあわせ信州創造プラン3.0 ——
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

長野県総合5か年計画推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

(問合せ先)

担当 健康福祉部医療政策課企画管理係 宮坂
電話 026-235-7145(直通)
026-232-0111(代表)内線2681
FAX 026-223-7106
E-mail kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp